

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第55号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="300 741 400 775">附 則</p> <p data-bbox="209 797 515 831">1 から 3 まで （略）</p> <p data-bbox="236 857 802 954"><u>（消費税率及び地方消費税率の改定に伴う運賃改定に係る経過措置）</u></p> <p data-bbox="209 981 820 1368">4 <u>令和元年10月1日に実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う交通機関の運賃改定に起因して通勤のため負担する運賃の額が変更となる職員は、第3条第1項の規定にかかわらず、通勤の実情を任命権者に届け出ることを要しない。</u></p> <p data-bbox="209 1395 802 1608">5 <u>前項の場合において、任命権者は、職権により前項に規定する職員に支給すべき通勤手当の額を改定するものとする。</u></p> <p data-bbox="209 1635 802 1783">6 <u>第4条第2項の規定は、前項の規定により通勤手当の額を改定した場合について準用する。</u></p>	<p data-bbox="944 741 1045 775">附 則</p> <p data-bbox="853 797 1160 831">1 から 3 まで （略）</p>

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（総務部人事課）